

○福島県都市計画法施行条例

平成十一年十二月二十四日

福島県条例第七十六号

改正 平成一二年三月二四日条例第一三九号

平成一三年三月二七日条例第三一号

平成一三年五月一五日条例第四八号

平成一三年一二月二五日条例第九二号

平成一四年一二月二四日条例第一一二号

平成一五年三月二四日条例第四七号

平成一五年一二月二六日条例第一〇五号

平成一六年一〇月二二日条例第六九号

平成一六年一二月二四日条例第八七号

平成一七年七月一二日条例第七七号

平成一八年一〇月一七日条例第九五号

平成一九年一〇月一六日条例第七六号

平成二四年三月二一日条例第一〇号

平成二六年一二月二四日条例第一〇六号

平成二九年一二月二六日条例第一二一号

平成三〇年一二月二五日条例第九五号

〔福島県都市計画法に係る事務処理の特例に関する条例〕をここに公布する。

福島県都市計画法施行条例

(平一二条例一三九・改称)

(趣旨)

第一条 この条例は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平一五条例四七・追加、平一八条例九五・一部改正)

(最低敷地面積)

第二条 法第三十三条第四項の規定による敷地面積の最低限度は、当該敷地が次条第一項の規定により指定される土地の区域に存し、かつ、当該敷地に係る建築物の用途が第四条第一項第一号に規定する用途である場合に限り、三百平方メートルとする。

(平一八条例九五・追加)

(区域指定)

第三条 法第三十四条第十一号の規定により指定する土地の区域は、市街化区域（工業専用地域を除く。以下同じ。）に隣接する土地の区域又は市街化区域に近接する土地の区域（当該土地の区域と当該市街化区域の距離が規則で定める距離以内である土地の区域に限る。）であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものについて知事が指定する土地の区域とする。

- 一 土地の区域内の敷地間の距離が五十メートル以内である建築物が四十以上連たんしていること。
 - 二 土地の区域内に規則で定める幅員以上の道路が適当に配置されており、かつ、当該道路が当該土地の区域外の規則で定める幅員以上の道路に接続していること。
 - 三 土地の区域内の排水路その他の排水施設が、当該土地の区域内の下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第一号に規定する下水を有効に排出するとともに、その排出によって当該土地の区域及びその周辺の地域に^{いつ}溢水等による被害が生じないような構造及び能力で適当に配置されていること。
 - 四 土地の区域内の水道その他の給水施設が、当該土地の区域について想定される需要に支障を来さないような構造及び能力で適当に配置されていること。
 - 五 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号。以下「政令」という。）第八条第一項第二号ロからニまでに掲げる土地の区域であって規則で定めるものが含まれていない土地の区域であること。
 - 六 土地の区域が法第十二条の五第八項の規定により地区整備計画を定めることを要しない区域又はその一部であって、当該土地の区域に係る地区計画に関する都市計画が定められ、又は確実に定められると見込まれること。
- 2 前項の規定による土地の区域の指定（以下「区域指定」という。）は、市町村の長の申出により行うものとする。
 - 3 知事は、区域指定をしようとするときは、あらかじめその旨を公告し、その区域指定の案（以下「指定案」という。）を公告の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。
 - 4 前項の規定による公告があったときは、当該指定案に係る土地の区域に住所を有する者その他利害関係人は、同項に規定する縦覧期間満了の日までに、指定案について知事に意見書を提出することができる。
 - 5 知事は、区域指定をしようとするときは、あらかじめ、福島県開発審査会の意見を聴かなければならない。この場合において、知事は、前項の規定による意見書の提出があった

ときは、その要旨を福島県開発審査会に提出しなければならない。

- 6 知事は、区域指定をするときは、その旨及びその区域を告示し、その関係図書を公衆の縦覧に供しなければならない。
- 7 区域指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。
- 8 第三項から前項までの規定は、区域指定の変更及び廃止について準用する。

(平一八条例九五・追加、平一九条例七六・一部改正)

(予定建築物等の用途等)

第四条 法第三十四条第十一号の規定による用途は、次に掲げる用途以外の用途とする。

- 一 次に掲げる要件に該当する建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)別表第二(イ)項第一号に規定する住宅(自己の居住の用に供する一戸建ての住宅に限る。)又は同項第二号に規定する住宅(一戸建ての住宅であつて、当該住宅の居住の用に供する部分を自己の居住の用に供するものに限る。)の用途

ア 容積率(延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。)が十分の五以下であること。

イ 建ぺい率(建築面積の敷地面積に対する割合をいう。)が十分の三を超えないものであること。

ウ 敷地面積が五百平方メートル以下であること。

エ 高さが十メートル以下であること。

- 二 区域指定に係る土地の区域ごとに知事が特に指定する用途

- 2 前条第二項から第八項までの規定は、前項第二号の規定による用途の指定、変更及び廃止について準用する。

(平一八条例九五・追加、平一九条例七六・一部改正)

(市街化の促進のおそれ等がないと認められる開発行為)

第五条 法第三十四条第十二号の規定による開発行為は、当該開発行為に係る土地の区域に第三条第一項第五号に規定する土地の区域が含まれていない場合に限り、次に掲げる開発行為とする。

- 一 開発行為に係る土地の区域に係る区域区分に関する都市計画が決定され、又は当該都市計画を変更して市街化調整区域が拡張された日(以下「区域区分日」という。)前から当該市街化調整区域内に土地を所有する者(当該土地の上に建築した住宅に居住する者に限る。)が区域区分日前から所有する当該市街化調整区域内の土地を規則で定める親族(以下「親族」という。)に譲渡した場合における当該譲渡を受けた土地での当該譲渡を受けた親族が自己の居住の用に供する住宅の建築(婚姻等を原因とする住宅の建

築に限る。)の用に供する開発行為

二 市街化調整区域内に存する建築物又は第一種特定工作物(以下「建築物等」という。)について所有権又は賃借権(一時使用のために設定されたことが明らかなものを除く。)を有する者が土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第三条各号に掲げる事業その他規則で定める事業の施行に伴い当該建築物等を除却し、又は移転する場合における当該市街化調整区域内での当該建築物等と同一の用途の建築物等の建築又は建設の用に供する開発行為

三 市街化調整区域内における当該市街化調整区域内に居住する住民の共同の福祉又は利便のため必要な集会所その他の建築物の建築の用に供する開発行為

(平一八条例九五・追加、平一九条例七六・一部改正)

(市街化の促進のおそれ等がないと認められる新築等)

第六条 政令第三十六条第一項第三号ハの規定による建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設(以下「新築等」という。)は、当該新築等に係る土地の区域に第三条第一項第五号に規定する土地の区域が含まれていない場合に限り、第五条に規定する開発行為に係る新築等とする。

(平一八条例九五・追加、平一九条例七六・旧第七条繰上)

(手数料)

第七条 別表第一の上欄に掲げる者から、それぞれ同表の中欄に掲げる名称の手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の額は、同表に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては一件につきそれぞれ同表の下欄に定める額とする。

2 手数料は、福島県収入証紙で納付しなければならない。

3 既に納付された手数料(開発登録簿の写しの交付手数料を除く。)は、返還しない。

(平一二条例一三九・全改、平一三条例三一・平一三条例九二・一部改正、平一五条例四七・旧第一条繰下、平一八条例九五・旧第一条の三繰下・旧第六条繰下、平一九条例七六・旧第八条繰上)

(事務処理の特例)

第八条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十七の二第一項の規定により、次に掲げる事務は、各市町村(福島市、郡山市及びいわき市を除く。)が処理することとする。

一 法第二十九条第一項及び第二項、第三十五条の二第一項、第四十一条第二項ただし書

(法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。)、第四十二条第一項ただし書並びに第四十三条第一項の規定による許可の申請の受理及び知事への送付

二 法第三十五条の二第三項、第三十六条第一項及び第三十八条の規定による届出の受理及び知事への送付

三 法第四十五条の規定による承認の申請の受理及び知事への送付

(平一二条例一三九・平一三条例三一・一部改正、平一八条例九五・旧第二条繰下・旧第七条繰下、平一九条例七六・旧第九条繰上・一部改正、平二九条例一二一・一部改正)

第九条 地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定により、法第五十三条第一項及び第六十五条第一項の規定による許可の申請の受理及び知事への送付に係る事務は、別表第二に掲げる町村が処理することとする。

(平一三条例九二・追加、平一八条例九五・旧第二条の二繰下・旧第八条繰下、平一九条例七六・旧第十条繰上、平二四条例一〇・一部改正)

第十条 第八条の規定にかかわらず、地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定により、次に掲げる事務は、会津若松市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市及び伊達市が処理することとする。

一 法第二十九条第一項及び第二項の規定による許可

二 法第三十四条第十三号の規定による届出の受理

三 法第三十四条の二第一項(法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。)の規定による協議

四 法第三十五条第二項(法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。)の規定による通知

五 法第三十五条の二第一項の規定による許可

六 法第三十五条の二第三項、第三十六条第一項及び第三十八条の規定による届出の受理

七 法第三十六条第二項の規定による検査及び検査済証の交付

八 法第三十六条第三項の規定による公告

九 法第三十七条第一号及び第四十五条の規定による承認

十 法第四十一条第一項(法第三十四条の二第二項及び第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。)の規定による制限の設定

十一 法第四十一条第二項ただし書(法第三十四条の二第二項及び第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。)及び第四十二条第一項ただし書の規定による許可

- 十二 法第四十二条第二項の規定による協議
- 十三 法第四十三条第一項の規定による許可
- 十四 法第四十三条第三項の規定による協議
- 十五 法第四十六条の規定による開発登録簿の調製及び保管
- 十六 法第四十七条第一項(法第三十四条の二第二項及び第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。)の規定による登録簿への登録
- 十七 法第四十七条第二項及び第三項(法第三十四条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による登録簿への付記
- 十八 法第四十七条第四項(法第三十四条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による登録簿の修正
- 十九 法第四十七条第五項(法第三十四条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による登録簿の供覧及び写しの交付
- 二十 法第七十九条の規定による条件の付加

(平一二条例一三九・平一三条例三一・平一三条例四八・平一三条例九二・平一四条例一一二・平一五条例一〇五・平一七条例七七・一部改正、平一八条例九五・旧第三条繰下・旧第九条繰下・一部改正、平一九条例七六・旧第十一条繰上・一部改正、平二四条例一〇・平二六条例一〇六・平二九条例一二一・平三〇条例九五・一部改正)

(過料)

第十一条 詐欺その他不正の行為により手数料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額(当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。)以下の過料を科する。

(平一二条例一三九・追加、平一三条例三一・旧第四条繰下、平一五条例一〇五・旧第五条繰上、平一八条例九五・旧第四条繰下・旧第十条繰下、平一九条例七六・旧第十二条繰上)

附 則

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

別表第一(第七条関係)

(平一二条例一三九・追加、平一三条例三一・旧別表第一・一部改正、平一三条例四八・一部改正、平一三条例九二・旧別表・一部改正、平一五条例四七・平一八条例九五・平一九条例七六・一部改正)

納付しなければならない者	名称	手数料の額		
		区分	規模	金額
一 法第二十九条第一項又は第二項の規定に基づく開発行為の許可の申請者	開発行為許可申請手数料	主として自己の居住の用に供する住宅の用に供する目的で行う開発行為	開発区域の面積が ○・一ヘクタール未満	八千六百元
			開発区域の面積が ○・一ヘクタール以上 ○・三ヘクタール未満	二万二千元
			開発区域の面積が ○・三ヘクタール以上 ○・六ヘクタール未満	四万三千元
			開発区域の面積が ○・六ヘクタール以上 一ヘクタール未満	八万六千元
			開発区域の面積が一 ヘクタール以上三ヘ クタール未満	十三万円
			開発区域の面積が三 ヘクタール以上六ヘ クタール未満	十七万円
			開発区域の面積が六 ヘクタール以上十ヘ クタール未満	二十二万円
			開発区域の面積が十 ヘクタール以上	三十万円
		主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又	開発区域の面積が ○・一ヘクタール未満	一万三千元
			開発区域の面積が ○・一ヘクタール以上 ○・三ヘクタール未満	三万円
			開発区域の面積が	
			開発区域の面積が	六万五千元

	は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為	○・三ヘクタール以上	
		○・六ヘクタール未満	
		開発区域の面積が	十二万円
		○・六ヘクタール以上	
		一ヘクタール未満	
		開発区域の面積が一	二十万円
		ヘクタール以上三ヘ	
		クタール未満	
		開発区域の面積が三	二十七万円
		ヘクタール以上六ヘ	
クタール未満			
開発区域の面積が六	三十四万円		
ヘクタール以上十ヘ			
クタール未満			
開発区域の面積が十	四十八万円		
ヘクタール以上			
その他	開発区域の面積が	八万六千円	
	○・一ヘクタール未満		
	開発区域の面積が	十三万円	
	○・一ヘクタール以上		
	○・三ヘクタール未満		
	開発区域の面積が	十九万円	
	○・三ヘクタール以上		
○・六ヘクタール未満			
開発区域の面積が	二十六万円		
○・六ヘクタール以上			
一ヘクタール未満			
開発区域の面積が一	三十九万円		
ヘクタール以上三ヘ			
クタール未満			
開発区域の面積が三	五十一万円		

		へクタール以上六へ クタール未満	
		開発区域の面積が六 へクタール以上十へ クタール未満	六十六万円
		開発区域の面積が十 へクタール以上	八十七万円
二 法第三十五 条の二第一項 の規定に基づ く開発行為の 変更の許可の 申請者	開発行為変更許 可申請手数料		変更許可申請一件に つき、次に掲げる額を 合算した額。ただし、 その額が八十七万円 を超えるときは、その 手数料の額は、八十七 万円とする。 ア 開発行為に関す る設計の変更（イの みに該当する場合 を除く。）について は、開発区域の面積 （イに規定する変 更を伴う場合にあ っては変更前の開 発区域の面積、開発 区域の縮小を伴う 場合にあっては縮 小後の開発区域の 面積）に応じ一の項 に規定する額に十 分の一を乗じて得 た額 イ 新たな土地の開

			発区域への編入に係る法第三十条第一項第一号から第四号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ一の項に規定する額 ウ その他の変更については、一万円
三 法第四十一条第二項ただし書(法第三十条の二第二項及び第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築の許可の申請者	市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請手数料		四万六千円
四 法第四十二条第一項ただし書の規定に基づく建築等の許可の申請者	予定建築物等以外の建築等許可申請手数料		二万六千円
五 法第四十三条第一項の規定	開発許可を受けない市街化調整	敷地の面積が〇・一ヘクタール未満	六千九百円

定に基づく建築等の許可の申請者	区域内の土地における建築等許可申請手数料	敷地の面積が〇・一ヘクタール以上〇・三ヘクタール未満	一万八千円
		敷地の面積が〇・三ヘクタール以上〇・六ヘクタール未満	三万九千円
		敷地の面積が〇・六ヘクタール以上一ヘクタール未満	六万九千円
		敷地の面積が一ヘクタール以上	九万七千円
六 法第四十五条の規定に基づく開発許可を受けた地位の承継の承認の申請者	開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料		ア 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が一ヘクタール未満のものである場合にあっては、千七百円

			<p>イ 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が一ヘクタール以上のものである場合にあっては、二千七百円</p> <p>ウ 承認申請をする者が行おうとする開発行為がア及びイ以外のものである場合にあっては、一万七千円</p>
七 法第四十七	開発登録簿の写	の交付手数料	用紙一枚につき四百七十円
条第五項（法第三十四条の第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく			
開発登録簿の写しの交付を			

受けようとする者			
八 都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号)第六十条の規定に基づく開発行為又は建築に関する証明書等の交付の申請者	開発行為又は建築に関する証明書等の交付申請手数料		四百七十円

別表第二（第九条関係）

（平一三条例九二・追加、平一六条例六九・平一六条例八七・平一七条例七七・平一八条例九五・平一九条例七六・平二四条例一〇・一部改正）

桑折町 国見町 川俣町 大玉村 鏡石町 南会津町 西会津町 磐梯町 猪苗代町 会津坂下町 湯川村 会津美里町 西郷村 泉崎村 中島村 矢吹町 棚倉町 埴町 石川町 玉川村 平田村 浅川町 三春町 小野町 広野町 檜葉町 富岡町 大熊町 双葉町 浪江町 新地町

附 則（平成一二年条例第一三九号）

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一三年条例第三一号）

- 1 この条例は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成十二年法律第七十三号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成一三年五月一八日）

- 2 この条例の施行の際改正後の福島県都市計画法施行条例第三条各号に掲げる事務に係る法令（以下「法令」という。）のそれぞれの規定により知事若しくは地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百五十三条第二項の規定により知事の権限の委任を受けた者（以下「知事等」という。）がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令のそれぞれの規定により知事等に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては福島市長が管理し、及び執行

することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令の適用については、福島市長がした処分その他の行為又は福島市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成一三年条例第四八号）

この条例は、平成十三年五月十八日から施行する。

附 則（平成一三年条例第九二号）

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第三条の改正規定（「附加」を「付加」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

附 則（平成一四年条例第一一二号）

- 1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際改正後の福島県都市計画法施行条例第三条各号及び第四条各号に掲げる事務に係る法令（以下「法令」という。）のそれぞれの規定により知事若しくは地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百五十三条第二項の規定により知事の権限の委任を受けた者（以下「知事等」という。）がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令のそれぞれの規定により知事等に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては会津若松市長、白河市長、原町市長、須賀川市長又は相馬市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令の適用については、会津若松市長、白河市長、原町市長、須賀川市長若しくは相馬市長がした処分その他の行為又は会津若松市長、白河市長、原町市長、須賀川市長若しくは相馬市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成一五年条例第四七号）

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年条例第一〇五号）

- 1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際改正後の福島県都市計画法施行条例第三条各号に掲げる事務に係る法令（以下「法令」という。）のそれぞれの規定により知事若しくは地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百五十三条第二項の規定により知事の権限の委任を受けた者（以下「知事等」という。）がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令のそれぞれの規定により知事等に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては、須賀川市長又は喜多方市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令の適用については、須賀川市長若しくは喜多方市長がした処分その他の行為又は須賀川市長若しく

は喜多方市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成一六年条例第六九号）

この条例は、平成十六年十一月一日から施行する。

附 則（平成一六年条例第八七号）

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定、第二条の規定、第三条中福島県立高等学校条例別表の改正規定（「田村郡船引町」を「田村市」に改める部分に限る。）、第四条の規定、第五条の規定、第六条中福島県生活環境の保全等に関する条例別表第一の改正規定（「会津高田町」を「会津美里町」に改める部分を除く。）及び別表第二の改正規定、第七条中福島県駐車場法に係る事務処理の特例に関する条例別表の改正規定（「会津高田町 会津本郷町」を「会津美里町」に改める部分を除く。）、第八条中福島県都市計画法施行条例別表第二の改正規定（「会津高田町 会津本郷町」を「会津美里町」に改める部分を除く。）、第九条中福島県国土交通省所管公共用財産使用等条例別表第二の改正規定（「二本松市」を「二本松市 田村市」に改める部分及び「小野町 大越町」を「小野町」に改める部分に限る。）並びに第十条中福島県都市緑地保全法に係る事務処理の特例に関する条例別表の改正規定（「会津高田町 会津本郷町」を「会津美里町」に改める部分を除く。）

平成十七年三月一日

二 略

三 前二号に掲げる規定以外の規定 平成十七年十月一日

附 則（平成一七年条例第七七号）

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条中大气污染防治法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例別表第一の改正規定、第七条中福島県生活環境の保全等に関する条例別表第一の改正規定（「柳津町 河東町」を「柳津町」に改める部分に限る。）、第八条中福島県駐車場法に係る事務処理の特例に関する条例別表の改正規定（「湯川村 河東町」を「湯川村」に改める部分に限る。）、第九条中福島県都市計画法施行条例別表第二の改正規定（「湯川村 河東町」を「湯川村」に改める部分に限る。）及び第十一条中福島県都市緑地保全法に係る事務処理の特例に関する条例別表の改正規定（「湯川村 河東町」を「湯川村」に改める部分に限る。） 平成十七年十一月一日

二 第八条中福島県駐車場法に係る事務処理の特例に関する条例別表の改正規定（「西郷村 表郷村 東村」を「西郷村」に、「矢吹町 大信村」を「矢吹町」に改める部分に

限る。)、第九条中福島県都市計画法施行条例別表第二の改正規定(「西郷村 表郷村 東村」を「西郷村」に、「矢吹町 大信村」を「矢吹町」に改める部分に限る。)、第十条中福島県国土交通省所管公共用財産使用等条例別表第二の改正規定(「会津美里町 表郷村」を「会津美里町」に、「矢吹町 大信村」を「矢吹町」に改める部分に限る。)及び第十一条中福島県都市緑地保全法に係る事務処理の特例に関する条例別表の改正規定(「西郷村 表郷村 東村」を「西郷村」に、「矢吹町 大信村」を「矢吹町」に改める部分に限る。) 平成十七年十一月七日

三 第二条中福島県立高等学校条例別表の改正規定(「安達郡岩代町」を「二本松市」に改める部分に限る。)、第六条中福島県流域下水道設置条例第二条の表の改正規定(同表阿武隈川あだたら流域下水道の項中「二本松市 安達町」を「二本松市」に改める部分に限る。)、第八条中福島県駐車場法に係る事務処理の特例に関する条例別表の改正規定(「川俣町 安達町」を「川俣町」に、「白沢村 岩代町」を「白沢村」に改める部分に限る。)、第九条中福島県都市計画法施行条例別表第二の改正規定(「川俣町 安達町」を「川俣町」に、「白沢村 岩代町」を「白沢村」に改める部分に限る。)、第十条中福島県国土交通省所管公共用財産使用等条例別表第二の改正規定(「大玉村 東和町」を「大玉村」に改める部分に限る。)及び第十一条中福島県都市緑地保全法に係る事務処理の特例に関する条例別表の改正規定(「川俣町 安達町」を「川俣町」に、「白沢村 岩代町」を「白沢村」に改める部分に限る。) 平成十七年十二月一日

四 第一条の規定、第二条中福島県立高等学校条例別表の改正規定(「伊達郡梁川町」を「伊達市」に、「伊達郡保原町」を「伊達市」に、「原町市」を「南相馬市」に、「相馬郡小高町」を「南相馬市」に改める部分に限る。)、第三条中大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例別表第二の改正規定、第四条の規定、第六条中福島県流域下水道設置条例第二条の表の改正規定(同表阿武隈川上流流域下水道の部県北処理区の項中「桑折町 伊達町 国見町 梁川町 保原町」を「伊達市 桑折町 国見町」に改める部分に限る。)、第七条中福島県生活環境の保全等に関する条例別表第一の改正規定(「白河市 原町市」を「白河市」に、「伊達町」を「南相馬市 伊達市」に改める部分に限る。)及び別表第二の改正規定、第八条中福島県駐車場法に係る事務処理の特例に関する条例別表の改正規定(「白河市 原町市」を「白河市」に、「桑折町 伊達町 国見町 梁川町 保原町 霊山町」を「南相馬市 伊達市 桑折町 国見町」に、「新地町 鹿島町 小高町」を「新地町」に改める部分に限る。)、第九条中福島県都市計画法施行条例第三条の改正規定及び別表第二の改正

規定（「白河市 原町市」を「白河市」に、「桑折町 伊達町 国見町 梁川町 保原町 霊山町」を「南相馬市 伊達市 桑折町 国見町」に、「新地町 鹿島町 小高町」を「新地町」に改める部分に限る。）、第十条中福島県国土交通省所管公共用財産使用等条例別表第二の改正規定（「白河市 原町市」を「白河市」に、「梁川町 霊山町」を「南相馬市 伊達市」に、「広野町 小高町」を「広野町」に改める部分に限る。）、第十一条中福島県都市緑地保全法に係る事務処理の特例に関する条例別表の改正規定（「白河市 原町市」を「白河市」に、「桑折町 伊達町 国見町 梁川町 保原町 霊山町」を「南相馬市 伊達市 桑折町 国見町」に、「新地町 鹿島町 小高町」を「新地町」に改める部分に限る。）、第十二条の規定並びに第十三条の規定 平成十八年一月一日

五 第二条中福島県立高等学校条例別表の改正規定（「耶麻郡山都町」を「喜多方市」に改める部分に限る。）、第八条中福島県駐車場法に係る事務処理の特例に関する条例別表の改正規定（「塩川町 西会津町」を「西会津町」に改める部分に限る。）、第九条中福島県都市計画法施行条例別表第二の改正規定（「塩川町 西会津町」を「西会津町」に改める部分に限る。）、第十条中福島県国土交通省所管公共用財産使用等条例別表第二の改正規定（「塩川町 山都町 西会津町」を「西会津町」に改める部分に限る。）及び第十一条中福島県都市緑地保全法に係る事務処理の特例に関する条例別表の改正規定（「塩川町 西会津町」を「西会津町」に改める部分に限る。） 平成十八年一月四日

六 第二条中福島県立高等学校条例別表の改正規定（「南会津郡田島町」を「南会津郡南会津町」に、「南会津郡南郷村」を「南会津郡南会津町」に改める部分に限る。）、第五条の規定、第八条中福島県駐車場法に係る事務処理の特例に関する条例別表の改正規定（「田島町 伊南村」を「南会津町」に改める部分に限る。）、第九条中福島県都市計画法施行条例別表第二の改正規定（「田島町 伊南村」を「南会津町」に改める部分に限る。）、第十条中福島県国土交通省所管公共用財産使用等条例別表第二の改正規定（「田島町 下郷町 舘岩村 檜枝岐村 伊南村 南郷村 只見町」を「下郷町 檜枝岐村 只見町 南会津町」に改める部分に限る。）及び第十一条中福島県都市緑地保全法に係る事務処理の特例に関する条例別表の改正規定（「田島町 伊南村」を「南会津町」に改める部分に限る。） 平成十八年三月二十日

附 則（平成一八年条例第九五号）

この条例は、公布の日から起算して三月を越えない範囲内において規則で定める日から施

行する。ただし、第一条中別表第二の改正規定（「（第二条の二関係）」を「（第八条関係）」に改める部分を除く。）は平成十九年一月一日から、第二条の規定は同年四月一日から施行する。

（平成一八年規則第一一七号で平成一八年一二月二六日から施行）

附 則（平成一九年条例第七六号）

この条例は、平成十九年十一月三十日から施行する。ただし、第九条第一号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成二四年条例第一〇号）抄

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二六年条例第一〇六号）

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際福島県都市計画法施行条例第十条各号に掲げる事務に係る法令（以下「法令」という。）のそれぞれの規定により知事若しくは地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第五百三十三条第一項の規定により知事の権限の委任を受けた者（以下「知事等」という。）がした処分その他の行為又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令のそれぞれの規定により知事等に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては、二本松市長又は伊達市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令の適用については、二本松市長若しくは伊達市長がした処分その他の行為又は二本松市長若しくは伊達市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成二九年条例第一二一号）

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（平成三〇年条例第九五号）

- 1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際福島県都市計画法施行条例第十条各号に掲げる事務に係る法令（以下「法令」という。）のそれぞれの規定により知事若しくは地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第五百三十三条第一項の規定により知事の権限の委任を受けた者（以下「知事等」という。）がした処分その他の行為又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令のそれぞれの規定により知事等に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては、田村市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令の適用については、田村市長がした処分その他の行為又は田村市長

に対してなされた申請その他の行為とみなす。